

## 背景

認可外保育施設が無償化の対象となるには、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定（この間は届出さえなされていれば無償化の対象となる）

この措置については、改正附則において、無償化施行後2年後(令和3年10月)を目途に、認可外保育施設の無償化の実施状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が定められている。

## 検討の状況

これまで、国において、施行後の、「都道府県等による認可外保育施設への立入調査の状況」、「認可外保育施設の指導監督基準への適合状況」等について調査を実施してきており、今年度においても、「指導監督基準を満たせていない理由」などについて更なる調査を実施しているところ。

これらの調査結果等も踏まえつつ、無償化の実務を担う地方自治体の御意見も伺いながら、検討を進めているところであり、今後、今年度末を目途に検討結果をとりまとめたい。

検討に当たっては、以下のような視点から地方自治体の御意見を伺っているところである。

## &lt; 主な検討の視点 &gt;

届出された全施設について、都道府県等による速やかな基準適合の判定が可能な状況を実現するため、どのような対応が必要か。

認可外保育施設の質の維持・向上に向けて、指導監督基準の内容、指導監督体制、質の低い施設への対応策、認可外保育施設や都道府県等に対する必要な支援のあり方等といった観点から、どのような対応が必要か。

## < 参照条文 >

### 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号) 附 則

(児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設に関する経過措置)

第四条 新法第八条に規定する子育てのための施設等利用給付については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、…(略)…。)を同号に掲げる施設とみなして、新法…(略)…の規定を適用する。

2 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、施行日から起算して五年を経過する日までの間、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、当該市町村の条例で定めるところにより、前項の規定により新法第七条第十項第四号に掲げる施設とみなされる施設に係る新法第三十条の十一第一項の規定による施設等利用費の支給について、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち当該市町村の条例で定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとしてすることができる。この場合において、当該市町村の条例で定める基準は、同号の内閣府令で定める基準を超えない範囲内において定めるものとする。

3 (略)

(検討)

第十八条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、附則第四条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。